

事務連絡
令和2年4月14日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

**建設特定技能受入計画に係る
建設キャリアアップシステム登録に関する当面の取扱いについて**

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設特定技能受入計画の認定にあたっては、受入企業に対し、建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録及び外国人材に係る技能者登録を求めているところですが、先日、CCUSコールセンター及び申請受付業務委託先において、新型コロナウイルスの感染が確認されたことから、CCUSの登録に係る審査業務が当面の間停止されることとなりました。

これを受け、国土交通省では、CCUSへの登録が完了されない状況が続くことに鑑み、当面の間、建設特定技能受入計画の審査にあたり、CCUSへの登録完了を求めるのではなく、CCUSへの登録申請を行ったことを証する書類（メールの写し）の提出をもって、認定要件を満たすものとして取り扱うこととする旨、一般社団法人建設技能人材機構を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田